

『緑の基本計画』を守ってください！＝中野区へ「申し入れ書」提出(11/30)＝

11月30日午後6時から杉代表世話人以下6名で中野区役所を訪れ「区長宛申し入れ書」を提出しました。区から海老沢企画担当副参事(職員2名同席)が対応しました。

冒頭、11月20日付「なかの区報」で、平和の森公園があたかも新体育館建設と屋外スポーツ広場の中心になったがごとく報道されたことに厳しく抗議、副参事から「区議会に報告した内容の範囲であり、計画案が出来れば議論の場を作る」との従来からの見解が繰り返されました。さらに会側から「11月30日が計画案作成を委託した日本設計からの提出期限になっているが延期になったとの情報を得ている。どうなっているのか」問い質しました。副参事は『諸般の事情により延期となり契約変更した』と回答、その事情は明らかにしませんでした。何か状況の変化があったのか、住民説明の期間をわずかしかつらないための口実にするのか…重大な局面を迎えていることを感じました。

次いで、次の3項目と今回の再整備計画に関わる私たちの見解(以下要旨)を明らかにし、6項目にわたって説明を求めました。

1. 「中野区の緑の基本計画」と今回の再整備計画⇒緑の基本計画では「公園再整備計画策定にあたっては個性ある公園として整備するため住民アンケートなどを踏まえ策定する。区民参加型での実施を検討。規模の大きな樹木や樹林を健全な状態に維持、保全」を明確にしている。今回の区のやり方はこうした方向とは全く相容れないものであること。

2. 「区民協議会」と都と中野区が締結した「中野刑務所跡地利用に関する基本協定」と今回の再整備計画⇒平和の森公園開設の原点とも言うべき区・区議会・区民代表で結成された「区民協議会」作成の『基本計画図』、昭和54年締結の『基本協定』に基づいた検討が今求められていること。

3. 「都市公園施行令」及び「運動公園機能」と今回の再整備計画⇒平和の森公園は地区公園に属し、徒歩圏内に居住する者の利用に供する公園であり、15～75歳を基準としたスポーツ公園にはなり得ないこと。また、中途半端なトラックでは中学生の競技大会さえもできないこと。

これらの見解に基づき、(1)何故、9中跡地に新体育館建設の計画が変更されたのか、いまだ明らかにされないばかりか、中野総合病院の移転予定候補地として取組むことが確認されている。その経緯を含め明確に答えてほしいこと。(2)「緑の基本計画」に基づくアンケートの実施や区民参加による公園整備の検討が何故できないのか明らかにしてほしいこと。(3)平和の森公園はスポーツ公園への変更は出来ないが中野区の見解を明らかにしてほしいこと。(4)中野区防災計画ではスポーツ広場は仮設住宅建設予定地に指定されている。ここに新体育館の建設は可能なのか明らかにしてほしいこと。(5)都の協定に基づく「密接な協議」の経過を明らかにしてほしいこと。(6)今後のスケジュールを明らかにしてほしいことを申し入れました。後日文書で回答することを確認し終了しました。

なお、申し入れ書全文は『中野の平和の森公園』でインターネット検索できます。